

駐車監視員活動ガイドライン

令和3年4月1日以降

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針 駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

◎ 最重点路線

路 線 (区 間)	重点時間帯
主要地方道 松江島根線 (雑賀町地内相生町交差点～南田町地内鍛冶橋北詰交差点の間)	10時～18時 (営業時間帯)
主要地方道 松江停車場線 (朝日町地内朝日町交差点～朝日町地内くにびき大橋南詰交差点の間)	7時～9時 17時～19時 (通勤時間帯)
県道 宍道湖公園線 (朝日町地内朝日町交差点～灘町地内NHK前交差点の間)	

◎ 重点路線

路 線 (区 間)	重点時間帯
国道9号 (袖師町地内袖師交差点～東津田町地内東津田交差点の間)	11時～14時 (昼間時)
国道431号 (南田町地内鍛冶橋北詰交差点～石橋三叉路～菅田町地内菅田交差点の間)	7時～9時 16時～18時 (通勤・登下校時)
市道 西川津菅田線 (菅田町地内菅田交差点～西川津町地内西川津交差点の間)	
県道 母衣町雑賀町線 (天神町交差点～東京橋交差点の間)	17時～18時 (帰宅時間帯)

◎ 最重点地域

地 域	重点時間帯
殿町、北堀町、内中原町	7時～9時 16時～18時(通勤・登下校時) 10時～16時 (観光時間帯)
朝日町、伊勢宮町、寺町、御手船場町	16時～22時

◎ 重点地域

地 域	重点時間帯
末次町、苧町、西茶町、東茶町、末次本町、東本町1丁目、東本町2丁目、東本町3丁目、東本町4丁目、東本町5丁目、片原町、母衣町、米子町、北田町、南田町、大輪町、学園1丁目、学園2丁目、学園南1丁目の一部、学園南2丁目の一部、西川津町の一部	5時～22時
魚町、八軒屋町、灘町、白潟本町、天神町、和多見町、大正町、東朝日町、豎町、横浜町、幸町、本郷町、雑賀町、新雑賀町、津田町、西津田1丁目、西津田2丁目	

島根県松江警察署

